

なりたエコニュース

6月は環境月間

6月5日(日)は「環境の日」です。国では、環境の日を含む6月を「環境月間」とし、さまざまな取り組みを推進しています。

市では、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しています。また、持続可能で地球環境にやさしいまちづくりに取り組み、豊かで多様な自然環境を未来につなげるため、地球温暖化対策を進めています。この機会に、私たちの身近にある環境について考えてみませんか。

ごみの減量

- マイバッグ・マイボトルを活用することで、焼却時に二酸化炭素などの温室効果ガスを多く排出するプラスチックごみの量を削減する
- プラマークの付いた「プラスチック製容器包装」は、白色の指定袋に分別して出すことで資源物として再利用する
- 包装紙やお菓子の箱などの「雑がみ」は不要な紙袋に入れ、紙袋の上から十文字に縛って出す

水環境の保全

トイレや炊事、風呂、洗濯など、1日で1人当たり約250リットルの生活排水を出しています。

生活排水は下水道や合併処理浄化槽などの利用により、適正に処理することができます。食べ残しや油を台所から流さないなど、皆さんの工夫で汚れの量を減らし、きれいな水環境をつくりましょう。また、河川やため池にごみを捨てると水環境が汚染されますので、絶対にごみを捨てないでください。

市が実施している省エネルギーの取り組み

市では、省エネルギー対策として、次のような取り組みを行っています。

住宅用省エネルギー設備設置費補助金

太陽光発電システム・定置用リチウムイオン蓄電池をはじめとした住宅用省エネルギー設備を設置した人に、設置費用の一部を補助しています。また、今年度から、補助対象に電気自動車(EV)と電気自動車充放電設備(V2H)を追加しました。

※くわしくは環境計画課(☎20-1533)へ。

消費生活相談Q&A

6月から改正特定商取引法が施行

Q インターネットでの買い物など、通信販売に関する法律が変わったという話を聞きました。どのような点が変わったのでしょうか。

A 6月から施行された改正特定商取引法では、インターネットなどを利用した通信販売について、次のような表示を義務付ける規定や誤認させるような表示を禁止する規定が新設されました。

- 数量
- 販売価格や対価
- 支払いの時期や方法
- 引き渡しや提供の時期
- 申し込みの撤回や解除に関すること
- 申込期間

これらは、インターネットの場合は最終確認画面、カタログやチラシの場合は申込書面に表示が義務付けられており、定期購読や継続購入の場合は、さらに支払総額や条件なども表示が必要です。

商品などを購入するときは、必ず「注文確定」を押す前に次のことを確認しましょう。

- 1回限りの購入かどうか…○カ月コース・定期・自動更新な

どは、2回目以降も支払いが必要です

- 2回目以降の料金…初回と2回目以降の価格は異なることがあります
- 解約の方法…契約期間や違約金の支払いなど、解約するための条件が設定されていることがあります

また、確認画面を印刷する、スクリーンショットで保存するなど、説明の内容を記録しておくことも大切です。もしも、当初の説明と異なるときや誤認させる表示により注文したときは、記録が証拠になり、契約を取り消せる場合があります。

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



ジェネリック医薬品

切り替えて負担軽減を

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬の特許が切れた後に新薬と同じ有効成分で作られた安価な薬です。ジェネリック医薬品の普及は、一人一人の自己負担額や市・健康保険組合などの負担額の軽減につながります。特徴やメリットを理解して、ジェネリック医薬品を使ってみませんか。

効き目や安全性は新薬と同等

ジェネリック医薬品の開発では、医薬品メーカーがさまざまな試験を行います。その結果、効き目や安全性が新薬と同等であると証明されたものだけが、厚生労働大臣によってジェネリック医薬品として承認されます。

切り替えることで自己負担が軽減

新薬の研究開発には、9~17年の長い歳月と1,000億円近くの費用がかかるといわれています。薬の価格には、その莫大な開発費用が反映されています。

これに比べてジェネリック医薬品は、すでに有効性や安全性が確認されていることから、開発費用が安く抑えられます。そのため、価格は新薬に比べて3~5割程度安くなっており、ジェネリック医薬品に切り替えることで自己負担額を減らすことができます。

ただし、全ての病気・新薬に対してジェネリック医薬品があるわけではないので、切り替えできない場合もあります。まずは医師または薬剤師に相談してください。

対象者には通知を送付

「ジェネリック医薬品に関する差額通知」を6月下旬に、はがきで送付します。これは、現在処方を受けている薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額がどのくらい安くなる



るかをお知らせするものです。通知の対象は20歳以上の国民健康保険加入者で、自己負担額が一定額以上軽減できると見込まれる人です。

通知を希望しない人は、6月8日(木)までに保険年金課(☎20-1526)へ連絡してください。すでに送付を希望しない旨の連絡をしている人については必要ありません。

※くわしくは同課へ。

¥ 年金の振込通知書

発行は年1回です

国民年金・厚生年金・船員保険の年金は、支払月(偶数月)の15日に、希望した銀行などの預金口座に振り込まれます。「振込通知書」は年1回、日本年金機構から6月に送付され、翌年4月までの支払日と金額が記載されています。年金の支払額に変更があったときや、受け取る預金口座を変更したときなどは、変更後の内容が改めて通知されます。

郵便局の窓口で、通知書と引き換えに現金で受け取りをしている人には、支払月ごとに「支払通知書」が送付されます。

※くわしくは、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)へ。

